

## 飲料水健康危機管理実施要領（平成9年3月制定、平成14年6月最終改正）の概要

### 1. 総則

- 「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図ることを目的として、厚生労働省における責任体制及び権限行使の発動要件について定めるもの。
- 対象とする飲料水は次の3種（ボトルウォーターは対象外（食品衛生法による））
  - ・ 水道水
  - ・ 小規模水道水（水道法非適用の水道により供給される水）
  - ・ 井戸水等（自家用井戸等による飲料水）

### 2. 健康局水道課等における対応

#### 1) 情報の収集 --- 情報収集のポイント、情報の伝達・共有について規定

- 健康危険情報を入手<sup>\*</sup>したときの情報収集のポイント
  - ・ 水質異常の詳細、浄水施設への汚染水流入の有無、取水停止等の措置の内容
  - ・ 給水不能になるおそれの有無、応援給水の期間・水量、代替管路給水の可能性
  - ・ 関係水道事業者に対して情報提供を指示
  - ・ 収集した情報は、速やかに関係都道府県に連絡して情報を共有
    - ※都道府県等に対して情報提供を通知（連絡様式も規定）
    - （飲料水健康危機管理実施要領について、平成9年4月10日，衛水第一六二号）
- 情報の伝達
  - ・ 厚生労働省内の伝達
    - ・ 健康影響が懸念される、発生規模が大きい、広域にわたる → 健康局長まで
    - ・ 生命への危険が強く懸念される → 厚生労働大臣まで、及び健康危機管理調整会議主査
    - ・ 生命への危険が強く懸念され発生規模が大きい → 内閣総理大臣まで
  - ・ 関係課への伝達
    - ・ 食中毒に関する事 → 医薬局食品保健部監視安全課
    - ・ 感染症に関する事 → 健康局結核感染症課
    - ・ 保健所・地域衛生研究所に関する事 → 健康局総務課地域保健室
- 健康危険の程度の判断に必要な情報の収集
  - ・ 化学物質について → 国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部
  - ・ 微生物について → 国立感染症研究所寄生動物部又は細菌部
  - ・ 放射性物質について → 国立保健医療科学院生活環境部
  - ・ 浄水処理技術に関する情報 → 国立保健医療科学院水道工学部

➤ 関係省庁との情報交換

- 河川等の水質の異常について → 国土交通省河川局及び環境省環境管理局
- 地下水の水質の異常について → 環境省環境管理局
- 水質の異常の原因物質を排出している事業場、施設等を所管する省庁との間で、原因物質の排出の状況、講じられた又は講ずる予定の措置などについて情報交換

2) 対策の決定 --- 厚生労働省の権限の発動要件と手順について規定

- 健康局長の決裁経て行う
- 給水停止の指導、及び立入検査の実施（水道法第 39 条）
- 水道用水の緊急応援の命令、事務の実施（水道法第 40 条）
- 改善の指示（水道法第 36 条）
- 専用水道・簡易専用水道（国設除く）の場合は、技術的助言等の措置を講じる
- 小規模水道・井戸水等の場合は、都道府県に対して技術的助言を行う

3) 研究班及び審議会での検討 --- 審議会の開催要件や研究班の設置について規定

- 飲料水に由来する重大な健康への被害の発生が疑われる問題  
→ 厚生科学審議会生活環境水道部会を機動的に開催
- 飲料水に起因する健康被害について専門的かつ学問的な観点からの知見の集積  
→ 学識経験者から構成される研究班を機動的かつ弾力的に設置

4) 健康危険情報の提供 --- 情報提供の窓口、迅速な情報提供等について規定

- 厚生労働省の窓口：水道水質管理官
- 国内外の情報について、広く国民に提供
- 都道府県等に対して、重要かつ緊急な危機に係る情報、講じた対策、治療方法等の情報を、迅速かつ直接提供